

君津市福祉作業所のあり方について

1 趣旨

本市の公の施設である君津市福祉作業所ふたば園（以下「ふたば園」という。）及び君津市福祉作業所ミツバ園（以下「ミツバ園」という。）については、身体障害者及び知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため運営を行ってきたが、施設の老朽化や同様の障害福祉サービスを提供する民間事業所が増加していることから、施設のあり方の見直しを行うものである。

2 対象施設及び管理体制

施設名称	所在地	敷地面積(延床)	構造	建築年	土 地	建 物
ふたば園	外箕輪 1039 番地の 5	816.00 (240.48) m ²	木造	平成元年	民有地	市所有
ミツバ園	坂田 396 番地の 4	1,088.09 (328.74) m ²	木造	平成 8 年	市有地	市所有

(1) 指定管理者

ふたば園：社会福祉法人君津市社会福祉協議会

ミツバ園：合同会社スリーアップ

(2) 指定管理期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理料（令和 5 年度予算）

ふたば園：22,741,000 円（年額）

ミツバ園：17,035,000 円（年額）

3 あり方の方向性

(1) ふたば園

個別施設計画においては、令和 12 年度までに機能・施設の方向性を「集約化・除却」としているが、施設の老朽化などを考慮し、令和 6 年度末までに閉園する。

その後、施設は除却し、土地は原状回復した上で地権者に返還する。

(2) ミツバ園

ふたば園と比較し、施設の劣化度は低く、個別施設計画においては、方向性を「継続・改修」としている。しかし、民間事業者の進出が進み、市がミツバ園を運営する所期の目的は達成したと考えられる。

そのため、民間事業者のもつ柔軟性や効率性を活かした質の高い障害福祉サービスの実現に向け、活用に一定の条件を付した上、公募等を行い、民営化を図る。